



目 次

規 則	ページ
◎高知県都市計画区域内の建築物等に関する制限規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○市町村道の改築に関する工事の完了（2件）（道 路 課）	1
◎海岸保全区域の指定及び告示の廃止（港湾・海岸課）	1
◎告示（海岸保全区域の指定）の一部改正（ 〃 ）	2
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	2
○政治団体の届出事項の異動の届出	2
正 誤	
◎正誤（令2・9・1付け 告示）	4

規 則

高知県都市計画区域内の建築物等に関する制限規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年8月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第52号

高知県都市計画区域内の建築物等に関する制限規則の一部を改正する規則

高知県都市計画区域内の建築物等に関する制限規則（昭和44年高知県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第7条中「、町村の事務であって」を削り、「とする」を「とし、当該事務に係る施行地区を管轄する町村が処理することとする」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「◎」を削る。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「◎」、「、土地使用承諾印」及び「、申請者の印は必要ありませんが」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第753号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づき県が行う市町村道の改築に関する工事を完了するので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月24日

高知県知事 濱田 省司

市町村道の種類及び路線名	工事区間	工事の種類	工事の完了予定年月日
村道朝谷線	土佐郡大川村朝谷字ユタロワ90番2地先から土佐郡大川村朝谷字野地44番1地先まで	改築	令和3年8月25日

高知県告示第754号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づき県が行う市町村道の改築に関する工事を完了するので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月24日

高知県知事 濱田 省司

市町村道の種類及び路線名	工事区間	工事の種類	工事の完了予定年月日
村道朝谷線	土佐郡大川村朝谷字ユタロワ75番1から土佐郡大川村朝谷字ユタロワ9番1まで	改築	令和3年8月25日

高知県告示第755号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる海岸を農林水産省水産庁所管海岸保全区域として指定し、昭和57年6月高知県告示第363号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。

令和3年8月24日

高知県知事 濱田 省司

赤岡漁港海岸

1 基準点

- (1) 香南市赤岡町字東荒183番53地先に設けた点（基準点）を基準点1とする。
- (2) 基準点1から方位角267度12分35秒122.375メートルの点（基準点）を基準点2とする。
- (3) 基準点2から方位角270度02分00秒109.916メートルの点（基準点）を基準点3とする。
- (4) 基準点3から方位角301度27分45秒146.996メートルの点（基準点）を基準点4とする。
- (5) 基準点4から方位角235度36分15秒139.672メートルの点（基準点）を基準点5とする。
- (5) 基準点5から方位角265度03分02秒74.213メートルの点（基準点）を基準点6とする。

2 補助点

- 基A1 基準点1から方位角173度31分53秒300.193メートルの点
- 基A2 基準点1から方位角179度24分22秒301.547メートルの点
- 基A3 基準点1から方位角249度49分20秒29.527メートルの点
- 基A4 基準点1から方位角257度40分50秒65.799メートルの点
- 基A5 基準点3から方位角179度18分56秒8.540メートルの点
- 基A6 基準点3から方位角0度29分39秒7.536メートルの点
- 基A7 基準点1から方位角271度43分11秒65.181メートルの点
- 基A8 基準点1から方位角69度50分16秒36.028メートルの点
- 基B1 基準点5から方位角151度22分43秒123.310メートルの点
- 基B2 基準点5から方位角158度37分57秒123.775メートルの点
- 基B3 基準点5から方位角166度36分53秒305.907メートルの点
- 基B4 基準点6から方位角180度02分27秒304.275メートルの点
- 基B5 基準点6から方位角358度24分38秒7.824メートルの点
- 基B6 基準点5から方位角342度01分58秒8.873メートルの点

3 区域
 (1) A地区
 基A1から基A8まで及び基A1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
 (2) B地区
 基B1から基B6まで及び基B1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
高知県告示第756号
 平成22年3月高知県告示第157号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。
 令和3年8月24日
 高知県知事 濱田 省司

2を次のように改める。

2 赤岡海岸
 (1) 基準点
 ア 香南市香我美町岸本字ルノ丸328番52地先に設けた点(基準点)を基準点1とする。
 イ 基準点1から方位角271度45分35秒198.749メートルの点(基準点)を基準点2とする。
 ウ 基準点2から方位角271度40分33秒120.607メートルの点(基準点)を基準点3とする。
 エ 基準点3から方位角272度11分41秒272.185メートルの点(基準点)を基準点4とする。
 オ 基準点4から方位角273度26分10秒66.153メートルの点(基準点)を基準点5とする。
 カ 基準点5から方位角273度43分06秒170.589メートルの点(基準点)を基準点6とする。
 キ 基準点6から方位角273度41分56秒161.364メートルの点(基準点)を基準点7とする。
 ク 基準点7から方位角268度11分59秒97.271メートルの点(基準点)を基準点8とする。
 ケ 基準点8から方位角263度55分30秒105.394メートルの点(基準点)を基準点9とする。
 (2) 補助点
 ア 基準点1から基準点9までの間の海上に基A1から基A7までを設定する。
 イ 基準点1から基準点4までの間の陸側に基B1から基B5までを、基準点5から基準点9までの間の陸側に基B13から基B16までを設定する。
 ウ 基準点4及び基準点5の間の海側に基B6から基B12までを設定する。
 エ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
 基A1 基準点1から方位角187度33分25秒299.964メートルの点
 基A2 基準点3から方位角181度56分06秒299.963メー

トルの点
 基A3 基準点5から方位角170度24分29秒307.871メートルの点
 基A4 基準点7から方位角155度25分42秒340.588メートルの点
 基A5 基準点7から方位角180度56分56秒299.964メートルの点
 基A6 基準点7から方位角194度13分13秒311.867メートルの点
 基A7 基準点9から方位角173度31分53秒300.193メートルの点
 基B1 基準点1から方位角7度33分19秒12.983メートルの点
 基B2 基準点3から方位角86度28分17秒141.451メートルの点
 基B3 基準点3から方位角1度57分26秒12.648メートルの点
 基B4 基準点6から方位角352度24分38秒7.824メートルの点
 基B5 基準点5から方位角80度21分04秒65.544メートルの点
 基B6 基準点5から方位角131度37分01秒95.897メートルの点
 基B7 基準点5から方位角127度32分33秒102.972メートルの点
 基B8 基準点5から方位角140度12分38秒133.476メートルの点
 基B9 基準点5から方位角167度57分13秒144.808メートルの点
 基B10 基準点5から方位角177度50分31秒105.160メートルの点
 基B11 基準点5から方位角180度16分56秒60.292メートルの点
 基B12 基準点5から方位角174度34分02秒59.993メートルの点
 基B13 基準点5から方位角354度34分05秒8.873メートルの点
 基B14 基準点7から方位角359度09分58秒12.232メートルの点
 基B15 基準点7から方位角275度26分27秒98.633メートルの点
 基B16 基準点9から方位角69度50分16秒36.028メートルの点
 (3) 区域
 基A1から基A7まで、基B16から基B1まで及び基A1

の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年8月24日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体)

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山脇義英後援会	玉木 敏幸	森下 博道	土佐市甲原1387番地	令3・7・6
大川内しんじ後援会	大川内 慎治	大川内 慎治	高岡郡日高村沖名1144-1	令3・7・8
岡林哲司後援会	片岡 裕貴	岡林 眞理	高岡郡佐川町甲2036番地27	令3・7・27

高知県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年8月24日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体)

区分	名称(代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧部	全日本不動産政治連盟高知県本部	清水 正博	竹村 俊彦	異動なし	令3・6・24

新	(中澤 正志)	中澤 正志	矢野 国浩		
旧	高知県珠算普及政治連盟 (小松 啓起)	川井 憲男	川井 憲男	異動なし	令3 ・7 ・1
新		小松 啓起	小松 啓起		
旧	高知県中小企業政策推進協議会 (久松 朋水)	町田 貴	中村 義仁	高知市布師田3992番地2	令3 ・7 ・7
新		久松 朋水	植野 陽雄		

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令2・9・1	10267	◎告示	1	右 (4～11)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>の境界の北西端を見通す線を直進し同境界の北西端に至り、同所から同境界を南東進し同農道に通ずる歩道の終点に至り、同所から同歩道を南東進し同農道との接点に至り、同所から同農道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>の境界の北西端を見通す線を直し同境界の北西端に至り、同所から同境界を南東進し同農道に通ずる歩道の終点に至り、同所から同歩道を南東進し同農道との接点に至り、同所から同農道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域</p> </div>